
産業廃棄物排出・処理実態調査指針
改訂版

平成22年4月

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

目 次

1. 指針の目的	1
2. 基本的事項	2
2-1 調査対象区域及び対象期間	2
2-2 調査対象廃棄物	3
2-3 調査対象業種	4
2-4 排出量及び処理状況	5
3. 調査方法	7
3-1 調査方法の種類及び概要	7
3-1-1 調査方法の種類	7
3-1-2 各調査方法の概要	7
3-2 排出事業者へのアンケート調査等による方法	12
3-2-1 排出量の把握	12
3-2-2 処理状況の把握	18
3-2-3 広域移動状況の把握	20
3-3 産業廃棄物の行政報告等を用いる方法	21
3-3-1 排出量の把握	21
3-3-2 処理状況の把握	22
3-3-3 広域移動状況の把握	24

<参考資料編>

1. 排出事業者へのアンケート調査等による方法における調査次年度から次期調査年度までの間の把握方法例(簡易調査手法について)	26
2. 排出事業者へのアンケート調査等による方法における廃棄物種類別・中間処理方法別の平均処理残さ率(例)	27
3. 動物のふん尿の排出原単位(例)	28
4. 排出事業者へのアンケート調査に用いる調査票(例)	29
5. 調査の電子データ化について	37
6. 実態調査の迅速化のために(作業スケジュール例)	38
7. 温室効果ガス排出量算定に係る実態調査の活用方法について	40

1. 指針の目的

本指針は、都道府県が産業廃棄物の排出及び処理の実態を把握する際の標準的な調査方法や基礎的かつ共通的に把握すべき事項を示すものである。

【解説】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）（以下「廃棄物処理法」という。）第 4 条第 2 項において「都道府県は（中略）当該都道府県の区域内における産業廃棄物の状況を把握し、産業廃棄物の適正な処理が行なわれるように必要な措置を講ずることに努めなければならない。」とされている。

また、同法第 5 条の 5 において「都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画（以下「廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。」とされている。

これを受けて、都道府県が産業廃棄物の排出・処理の実態を把握するための標準的な調査方法や基礎的かつ共通的に把握すべき事項を示した「産業廃棄物排出・処理実態調査指針」（平成 10 年 9 月 22 日付け衛産第 40 号、厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室長通知）が策定され、各都道府県に示されている。

しかしながら、策定後 10 年を経て、産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告の実施や新たな調査手法の開発等、産業廃棄物を取り巻く状況が大きく変化しており、これらに対応するため同指針の見直しを行ったものである。

なお、産業廃棄物の排出・処理実態の把握のためには、処理業者の情報が不可欠であることから、都道府県と政令市におかれては、相互に連携してこれらの情報の入手に努める必要がある。

また、我が国は気候変動枠組条約に基づき温室効果ガスの排出量を毎年国際連合へ報告する義務を有しており、産業廃棄物排出・処理状況調査の結果は、そのための基礎情報となっている。京都議定書目標達成計画に定められた温室効果ガス排出量削減の目標達成に向けて、効果的かつ迅速な施策のために産業廃棄物排出量等の正確な算定と早期化が求められている。

さらに、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）に基づく地方公共団体実行計画への対応等、今後は地方自治体において温室効果ガスの排出量を算定する機会が増えるものと考えられる。

以上のことから、本指針においてもこれらに対応できる内容とした。

2. 基本的事項

2-1 調査対象区域及び対象期間

- (1) 調査対象区域は、当該都道府県全域とする。
- (2) 調査対象期間は、調査当該年度の1年間とする。

【解説】

(1) 調査対象区域について

調査に当たっては、当該都道府県全域（政令市を含む）を対象とした排出量及び処理状況の実態把握を行うものとする。

(2) 調査対象期間について

調査対象期間については、調査当該年度の1年間の排出量及び処理状況を対象として調査するものとする。

2-2 調査対象廃棄物

調査対象廃棄物は、表1に示す産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。）とする。

【解説】

調査に当たっては、表1に示す産業廃棄物の種類区分ごとに排出量及び処理状況の実態把握を行うものとする。ただし、この区分については、各都道府県の実情に応じて更に細分化しても差し支えない。

また、温室効果ガス算定の精緻化の観点から、汚泥及び廃油については温室効果ガス排出量の算定区分に合わせて細分化することが望ましい（資料編7参照）。

なお、廃プラスチック類については、現時点ではバイオマス廃プラスチックを区分する事は困難であるが、将来的に知見が得られる場合には区分する事が望ましい。

また、本指針においては特に断りが無い場合、産業廃棄物には特別管理産業廃棄物を含むものとする。

表1 産業廃棄物の種類区分

種 類		備 考	
あらゆる事業活動に伴うもの	燃え殻		
	汚 泥		
	廃 油		
	廃 酸		
	廃アルカリ		
	廃プラスチック類		
	ゴムくず		
	金属くず		
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず		
	鋳さい		
	がれき類		
ばいじん			
※1 特定の事業活動に伴うもの	紙くず	建設業（工作物の新築、改築又は除去）、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業	
	木くず	建設業（工作物の新築、改築又は除去）、木材又は木製品製造業（家具製品製造業を含む。）、パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品賃貸業、貨物の流通のために使用したパレット（こん包用の木材を含む。）	
	繊維くず	建設業（工作物の新築、改築又は除去）、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業	
	動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業	
	動物系固形不要物	と畜場、食鳥処理場	
	動物のふん尿	畜産農業	
	動物の死体	畜産農業	
13号廃棄物	以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの（例えばコンクリート固化物）		
※2 特別管理産業廃棄物	廃 油		
	廃 酸		
	廃アルカリ		
	感染性産業廃棄物		
	産特 業定 業廃 業有 業害 棄物	廃 PCB 等	
		PCB 汚染物	
		PCB 処理物	
廃石綿等 (飛散性のあるもの)			
その他	特定施設において生じたものであって、政令に定める有害物質を基準値を超えて含むもの		

注) ※1：廃棄物処理法施行令第2条参照

※2：廃棄物処理法施行令第2条の4参照

2-3 調査対象業種

調査対象業種は、表2に掲げる業種区分を基本とする。

【解説】

調査対象業種は、日本標準産業分類（平成19年11月改定）に基づく表2の業種区分とすることを基本とする。ただし、産業構造や都道府県廃棄物処理計画の方針等により更に細分化して調査することが必要な場合も考えられる。また、産業廃棄物の発生がほとんどない業種など都道府県の実情に応じて、調査該当業種の縮小が可能な場合もある。

なお、日本標準産業分類が改定された際には、随時最新の分類によることが望ましい。

表2 調査対象業種の区分

大分類	中分類	小分類	大分類	中分類	小分類
(A) 農業、 林業	(A) 農業、林業 大分類		(G) 情報 通信業	(G) 情報通信業 大分類	
	(A01) 農業	(A011) 耕種農業 (A012) 畜産農業		(G37) 通信業	(G38) 放送業
	(A02) 林業			(G39) 情報サービス業	(G40) インターネット付随サービス業
	上記以外の農業、林業			(G41) 映像・音声・文字情報制作業	
(B) 漁業	(B) 漁業 大分類	(H) 運輸業、 郵便業		(H) 運輸業 大分類	
	(B03) 漁業		(H42) 鉄道業		
	(B04) 水産養殖業		(H43) 道路旅客運送業		
(C) 鉱業	(C) 鉱業 大分類		(H44) 道路貨物運送業		
(D) 建設業	(D) 建設業 大分類		上記以外の運輸業、郵便業		
(E) 製造業	(E) 製造業大分類		(I) 卸売業、 小売業	(I) 卸売業、小売業 大分類	
	(E9) 食料品製造業			(I50) 各種商品卸売業	
	(E10) 飲料・たばこ・飼料製造業			(I56) 各種商品小売業	
	(E11) 繊維工業			(I59) 機械器具小売業	(I591) 自動車小売業 (I593) 機械器具小売業
	(E12) 木材・木製品製造業			(I60) その他の小売業	(I601) 家具・建具・ 畳小売業 (I602) じゅう器小売業 (I605) 燃料小売業
	(E13) 家具・装備品製造業		上記以外の卸売業、小売業		
	(E14) パルプ・紙・紙加工品製造業		(K) 不動産業、 物品賃貸業	(k) 不動産業、物品賃貸業 大分類	
	(E15) 印刷・同関連業			(K70) 物品賃貸業	
	(E16) 化学工業		(L) 学術研究、 専門・技術 サービス業	(L) 学術研究、専門・技術サービス業 大分類	
	(E17) 石油製品・石炭製品製造業			(L71) 学術・開発研究機関	
	(E18) プラスチック製品製造業			(L74) 技術サービス業	(L746) 写真業
	(E19) ゴム製品製造業		(M) 宿泊業、 飲食サービス業	(M) 宿泊業、飲食サービス業 大分類	
	(E20) なめし革・同製品・毛皮製造業			(M76) 飲食店	
	(E21) 窯業・土石製品製造業		上記以外の宿泊業、飲食サービス業		
	(E22) 鉄鋼業		(N) 生活関連サー ビス業、娯楽業	(N) 生活関連サービス業、娯楽業 大分類	
	(E23) 非鉄金属製造業			(N78) 洗濯・理容・美容・浴場業	(N781) 洗濯業
	(E24) 金属製品製造業		(P) 医療、 福祉	(P) 医療、福祉 大分類	
	(E25) はん用機械器具製造業			(P83) 医療業	
	(E26) 生産用機械器具製造業		上記以外の医療、福祉		
(E27) 業務用機械器具製造業		(R) サービス業	(R) サービス業 大分類		
(E28) 電子部品・デバイス・電子回路製造業			(Q89) 自動車整備業	(Q891) 自動車整備業	
(E29) 電気機械器具製造業			(Q95) その他のサービス業	(Q952) と蓄場	
(E30) 情報通信機械器具製造業		上記以外のサービス業			
(E31) 輸送用機械器具製造業		(S) 公務			
(E32) その他の製造業					
(F) 電気・ ガス・ 熱供給・ 水道業	(F) 電気・ガス・熱供給・水道業 大分類				
	(F33) 電気業				
	(F34) ガス業				
	(F35) 熱供給業				
	(F36) 水道業	(F361) 上水道業 (F363) 下水道業			

注) 表中の () は、日本標準産業分類の分類番号を示す。

2-4 排出量及び処理状況

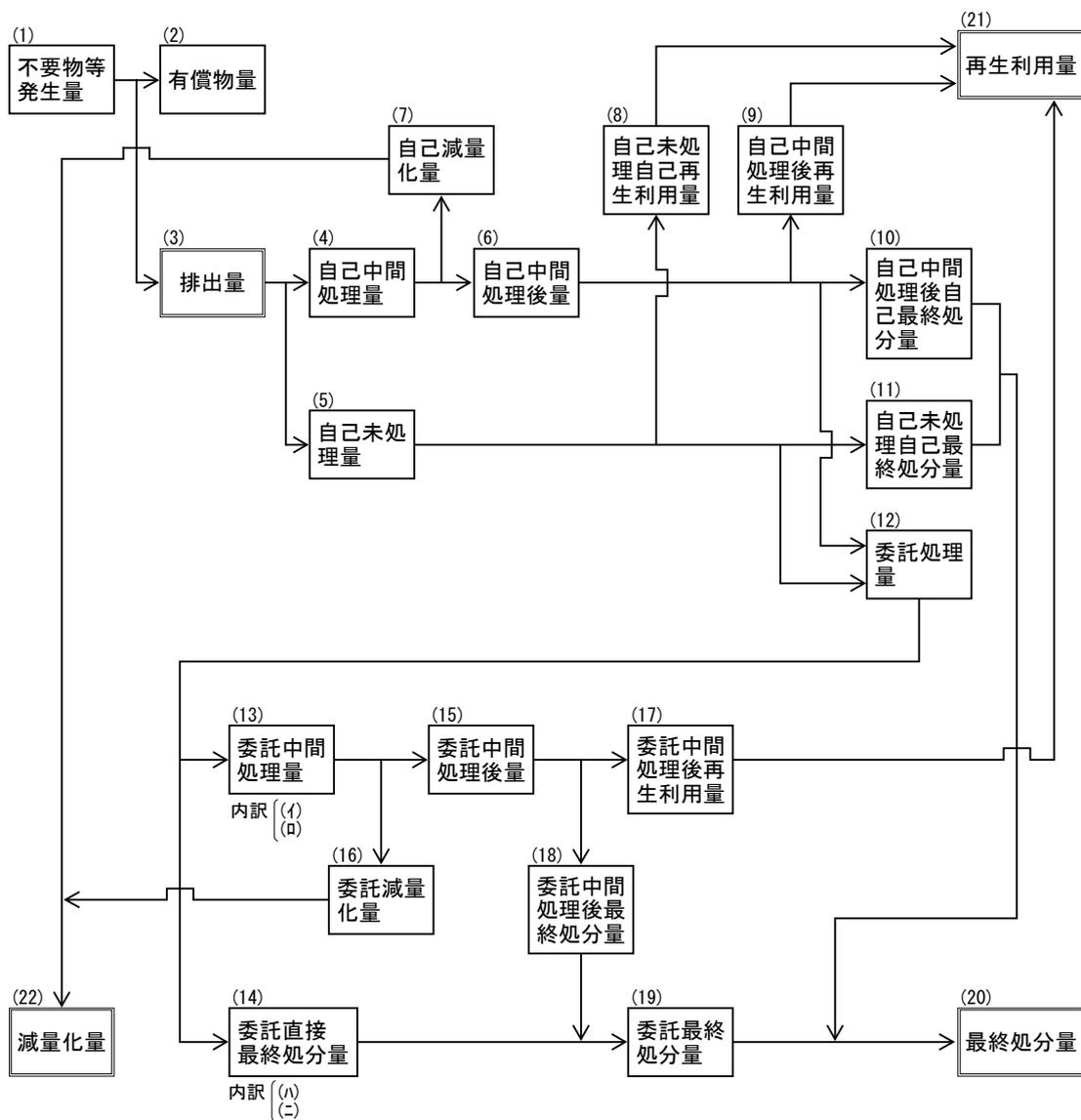
排出量及び処理状況については、図1に示す流れ図の項目ごとにとりまとめるものとする。

【解説】

調査の集計結果は、図1の排出量及び処理状況の流れ図に示した項目ごとに年間量（重量）をとりまとめるものとする。

なお、図1に示した各項目の用語の定義は、表3に記した。

ただし、流れ図の項目については、各都道府県の実情と必要性に応じて項目を更に細分化しても差し支えない。



注) (イ);(5)のうち委託中間処理された量
 (ロ);(6)のうち"
 (ハ);(5)のうち委託最終処分された量
 (ニ);(6)のうち"

図1 排出量及び処理状況の流れ図

表3 流れ図の用語の定義

項目	流れ図 No.	定義
不要物等発生量	(1)	事業場内等で生じた産業廃棄物量及び有償物量
有償物量	(2)	(1)の発生量のうち、中間処理されることなく、他者に有償で売却した量
排出量	(3)	(1)の発生量のうち、(2)の有償物量を除いた量
自己 処理	自己中間処理量	(4) (3)の排出量のうち、自ら中間処理した廃棄物量で処理前の量
	自己未処理量	(5) (3)の排出量のうち、自己中間処理されなかった量
	自己中間処理後量	(6) (4)で中間処理された後の廃棄物量
	自己減量化量	(7) (4)の自己中間処理量から(6)の自己中間処理後量を差し引いた量
	自己未処理自己再生利用量	(8) (5)の自己未処理量のうち、他者に有償売却できないものを自ら利用した量
	自己中間処理後再生利用量	(9) (6)の自己中間処理後量のうち、自ら利用し又は他者に有償で売却した量
	自己中間処理後自己最終処分量	(10) (6)の自己中間処理後量のうち、自己の埋立地に処分した量
	自己未処理自己最終処分量	(11) (5)の自己未処理量のうち、自己の埋立地に処分した量
委託 処理	委託処理量	(12) (6)の自己中間処理後量及び(5)の自己未処理量のうち、中間処理及び最終処分を委託した量
	委託中間処理量	(13) (12)の委託処理量のうち、処理業者等で中間処理された量
	委託直接最終処分量	(14) (12)の委託処理量のうち、処理業者等で中間処理されることなく最終処分された量
	委託中間処理後量	(15) (13)で中間処理された後の廃棄物量
	委託減量化量	(16) (13)の委託中間処理量から(15)の委託中間処理後量を差し引いた量
	委託中間処理後再生利用量	(17) (15)の委託中間処理後量のうち、処理業者等で自ら利用し又は他者に有償で売却した量
	委託中間処理後最終処分量	(18) (15)の委託中間処理後量のうち、最終処分された量
	委託最終処分量	(19) 処理業者等で最終処分された量
最終処分量	(20)	排出事業者と処理業者等の最終処分量の合計
再生利用量	(21)	排出事業者、処理業者等で再生利用された量
減量化量	(22)	排出事業者又は、処理業者等の中間処理により減量された量

3. 調査方法

3-1 調査方法の種類及び概要

3-1-1 調査方法の種類

産業廃棄物の排出量及び処理状況の実態把握は、各都道府県の実情等を勘案しつつ、適切な手法を用いて行うものとする。

【解説】

産業廃棄物の排出量及び処理状況の実態把握は、廃棄物処理法等に基づく報告データや既存資料調査結果を活用しつつ、各都道府県の実情等を勘案しながら、適切な手法を用いて行うことが重要である。

実態把握の手法としては、排出事業者へのアンケート調査等による方法や産業廃棄物の行政報告等を用いる方法が考えられる。

これらの調査方法の概要は、次項に示すとおりである。

3-1-2 各調査方法の概要

(1) 排出事業者へのアンケート調査等による方法

従来、本指針で示してきた手法であり、排出事業者へのアンケート調査（全数調査、標本調査）と既存資料を用いた調査を組み合わせることで産業廃棄物の排出量及び処理量を把握する方法である。委託中間処理後量については、排出事業者へのアンケート調査では確認することができないため、処分業者による処分実績の報告等からこれを把握する。

調査方法の概略を以下に、概念図を図2に示す。

① 全数調査

産業廃棄物の排出量及び処理状況の実態をより正確に把握するために特定の業種及び事業者の全てに対してアンケート調査を行い、その排出量及び処理状況の実績量を把握する。

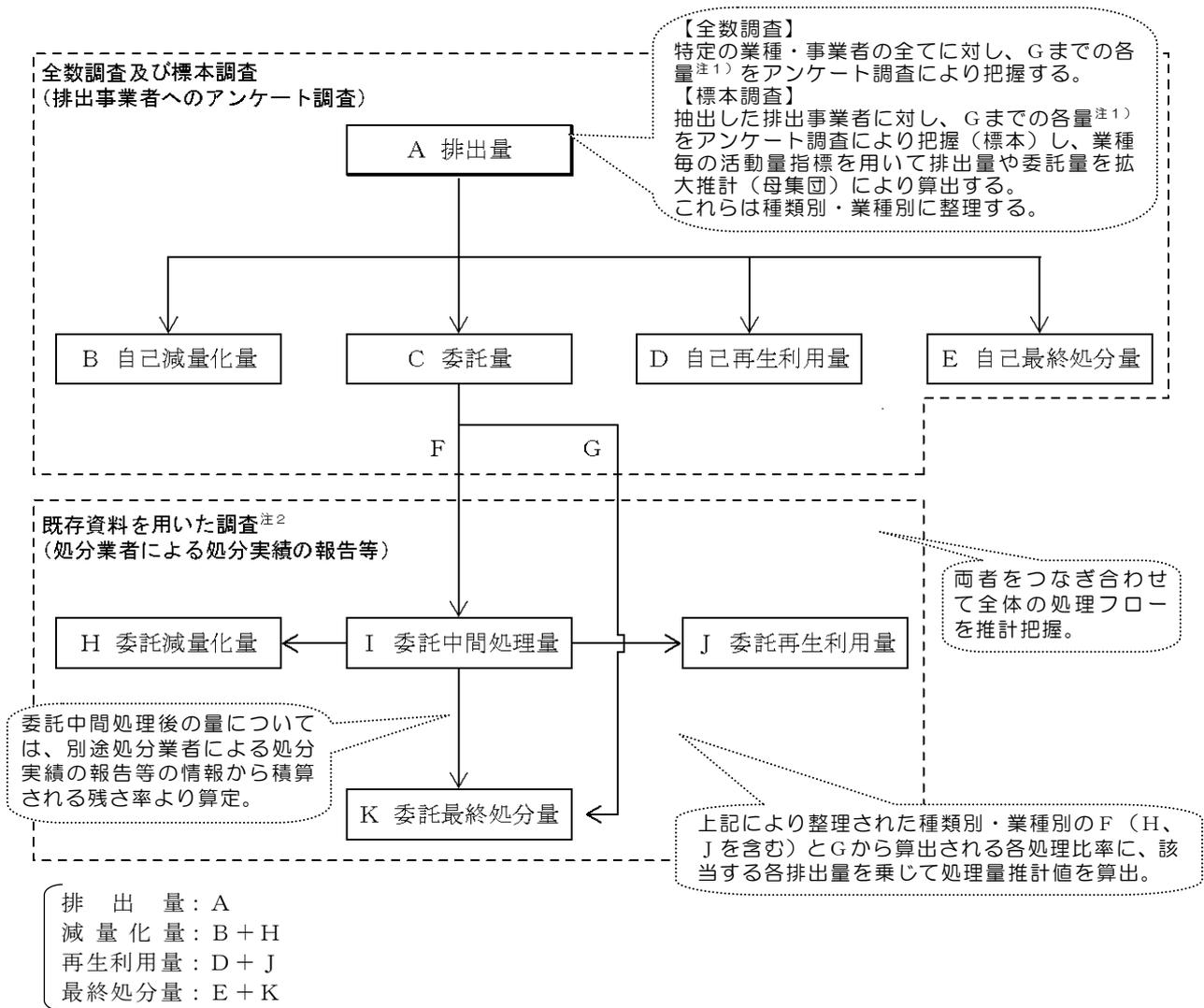
② 標本調査

標本調査対象業種に分類される事業所から調査事業所を抽出し、当該調査事業所からのアンケート調査や報告の徴収に基づいて産業廃棄物の排出量及び処理状況の実態を把握する。

③ 既存資料を用いた調査

ア) 関係部局又は機関等が調査した排出量及び処理状況の資料を引用し、実績量を把握する。

イ) 関係部局又は機関等が調査・作成した排出原単位の資料を用いて排出量等の実績量を把握する。



注1) 排出事業者へのアンケート調査では、委託中間処理後の量的な把握は困難であるが、処理方法等の定性的な情報についての把握は可能である。

注2) 「既存資料を用いた調査」による把握範囲は、発生量、排出原単位、処理状況等、既存資料により異なる。本図は、処理状況等に関する既存資料を用いる例である。

図2 排出事業者へのアンケート調査等による方法の概念図

(2) 産業廃棄物の行政報告等を用いる方法

産業廃棄物に係る行政報告等を用いて処理量等の実績値を積み上げることにより、拡大推計を用いずに全体を把握する方法である。

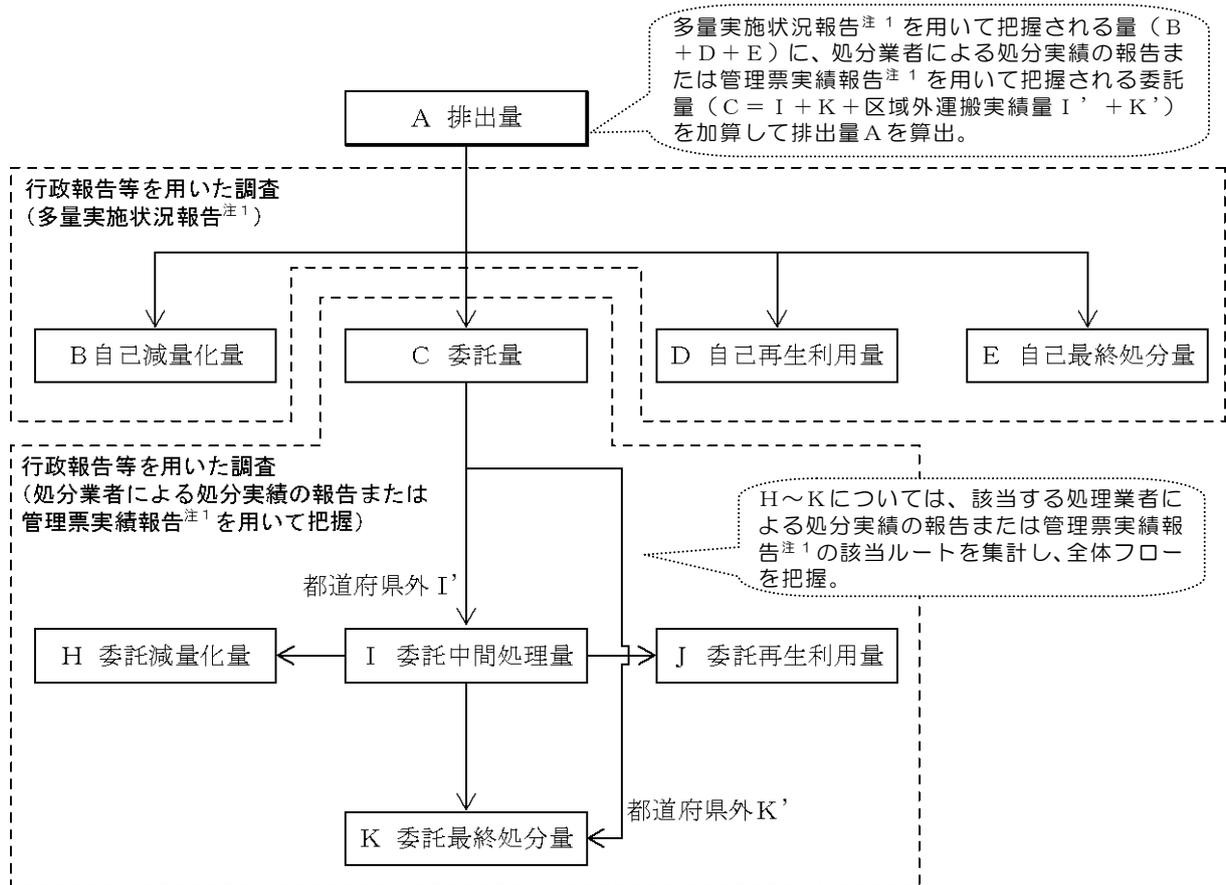
調査方法の概略を以下に、概念図を図3に示す。

① 行政報告等を用いた調査

多量排出事業者による産業廃棄物処理計画の実施状況報告（廃棄物処理法第12条第8項及び第12条の2第9項）、産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告、収集運搬業者による運搬実績の報告及び処分業者による処分実績の報告等を用いて処理量等の実績値を積み上げ、産業廃棄物の処理・移動過程を把握する。

② 補足調査

産業廃棄物の行政報告等からの把握が困難な場合（農業、畜産等）、その他の既存資料等を用いて補足する。



排 出 量： $B + C + D + E$ ($C = I + I' + K + K'$)
 減 量 化 量： $B + H$ (都道府県外中間処理の状況は処理内容から推計)
 再 生 利 用 量： $D + J$ (")
 最 終 処 分 量： $E + K$ (")

注 1) 多量実施状況報告：多量排出事業者による産業廃棄物処理計画の実施状況報告
 管理票実績報告：産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告

注 2) 「補足調査」では、上記の行政報告等からの把握が困難な場合、既存資料等を用いて補足する。

図 3 産業廃棄物の行政報告等を用いる調査方法の概念図

(3) 各調査方法の特徴

排出事業者へのアンケート調査等による方法と、産業廃棄物の行政報告等を用いる方法について、それぞれの特徴を表4に示す。

表4 排出事業者へのアンケート調査等による方法と産業廃棄物の行政報告等を用いる方法の特徴

	排出事業者へのアンケート調査等による方法	産業廃棄物の行政報告等を用いる方法
情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> 事業所数が少なく排出量が多い事業者への全数調査（アンケート調査） 排出事業者の一部への標本調査（アンケート調査） 既存資料（行政報告等）を用いた調査 	<ul style="list-style-type: none"> 排出事業者からの行政報告（多量実施状況報告^注、管理票実績報告^注） 処分業者等からの行政報告（実績報告^注、管理票実績報告^注） 補足調査（その他の既存資料を用いた調査）
排出量の算定方法	<ul style="list-style-type: none"> 標本調査結果をもとに拡大推計により全体の排出量を算定する。 標本調査の他、一部業種での全数調査や既存資料調査を併用する。 	<ul style="list-style-type: none"> 多量排出事業者、処分業者等からの行政報告による実績量で算定する。
処理状況の算定方法	<ul style="list-style-type: none"> 排出量に対する各処理量の処理比率を算出し、排出量推計値に各処理比率を乗じて処理量推計値を算出する。 推計値と排出事業者へのアンケート調査で得られた処理量実績値とを足し合わせて、全体の各処理量を整理する。 	
特徴	<ul style="list-style-type: none"> アンケート調査については、調査結果の精査及び全体量等の推計に時間が必要。 アンケート調査は事業者の負担に留意する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 毎年度に実績量の把握が可能な場合は、簡易調査によらない毎年の排出量及び処理状況の把握が可能。 排出事業者、処分業者等が多い地域では電子データ化に時間が必要。（実績報告^注等の電子データ化により短縮が期待できる）

注) 多量実施状況報告：多量排出事業者による産業廃棄物処理計画の実施状況報告
 管理票実績報告：産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告
 実績報告：処分業者による処分実績の報告、収集運搬業者による運搬実績の報告

3-2 排出事業者へのアンケート調査等による方法

3-2-1 排出量の把握

排出事業者へのアンケート調査等により排出量を把握する場合には、調査対象の実情や精度、効率を勘案して適宜、全数調査、既存資料を用いた調査、標本調査を組合せて実施するものとする。

【解説】

(1) 全数調査

全数調査では、調査対象業種全体について調べるため、その調査の排出量がそのまま実績量として用いられる。

事業所数が少なく、一社当たりで多量の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物を排出する事業者（多量排出事業者）を有する業種は、後述する標本調査からは外して全数調査を実施することにより実態をより正確に把握し、とりまとめの段階で他の調査方法と積算することが望ましい。

このような業種として、電気・ガス・熱供給業、上下水道業や病院などがあげられる。

(2) 標本調査

標本調査は、調査対象業種の一部を抽出してアンケート調査等を行い、調査対象業種の活動量指標値当たりの排出量（排出原単位）を作成し、その排出原単位に当該業種全体の活動量指標値を乗ずることにより、当該業種全体の排出量等を推計するものである。標本調査で用いる用語は、次のように定義する。

表5 標本調査で用いる用語の定義

用語	定義
母集団	本調査の対象として推計される全集団のことをいう。
標本	本調査において母集団を推計するためのサンプルをいう。
活動量指標	調査対象業種の事業活動の程度を示す各種経済指標等をいう。 本指針では、従業者数、製造品出荷額等を用いている。
排出原単位	標本調査において、標本から求められた活動量指標値当たりの産業廃棄物の排出量をいう。
標本調査	母集団を推計するために、標本を抽出して行う調査をいう。 本指針では、アンケート調査等により回収された各業種（標本）の活動量指標値当たりの排出量（排出原単位）にその業種全体（母集団）の活動量指標値を乗ずることによって、その業種全体の排出量等を推計する。
捕捉率	母集団の活動量指標値に対する標本の活動量指標値の割合をいう。

なお、排出量等の推計に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- ・各業種の標本数は、調査の精度を勘案し定めるものとする。
- ・調査対象全体の排出量の推計に用いる活動量指標は、各業種の排出量と密接な関係のあるものを採用する。
- ・排出原単位は、産業廃棄物の種類別・業種別に、当該業種の活動量指標を用いて算定するものとする。

標本調査の詳細な方法は、次のとおりである。

① 標本数の設定

各業種の標本数（抽出数）は、調査精度の観点から捕捉率を勘案し設定する。

標本数（抽出数）の設定の例及び各都道府県で実施された標本調査における捕捉率の事例を次に示す。

（例）各業種の標本数（抽出数）の設定

- ・産業廃棄物を多量に排出する可能性の高い中規模・大規模事業所（従業者数 30 人以上）を全数抽出する。
- ・建設業は元請工事施工業者を対象とするため、元請工事を施工する割合の高い資本金 3 千万円以上の企業を全数抽出する。
- ・従業者数 30 人未満（資本金 3 千万円未満）の事業所については、無作為とし、産業廃棄物の排出量が多い製造業と建設業は無作為抽出率を 10%～30%とし、その他の業種は 5%～10%とする。

表 6 標本調査における抽出率等事例

業 種 名	A 県（H20 年度調査）		B 県（H20 年度調査）		C 県（H20 年度調査）	
	抽出率	捕捉率	抽出率	捕捉率	抽出率	捕捉率
建設業	18%	44%	28%	37%	19%	21%
製造業	22%	52%	20%	79%	22%	84%
運輸業、郵便業	22%	27%	26%	44%	26%	31%
卸売業、小売業	9%	31%	11%	34%	7%	35%
サービス業	14%	14%	13%	38%	11%	17%
全 体	12%	68%	15%	66%	13%	88%
備考 抽出率：調査対象全体の事業所数に対するアンケート調査対象の事業所数の割合 捕捉率：母集団の活動量指標値に対する標本の活動量指標値の割合。なお、「全体」欄の捕捉率は、拡大推計した廃棄物量に対するアンケート調査対象事業所の廃棄物量の割合。						

注) サービス業の内訳は、「学術研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」及び「サービス業」である。

② 排出原単位の作成と調査対象全体の排出量の推計方法

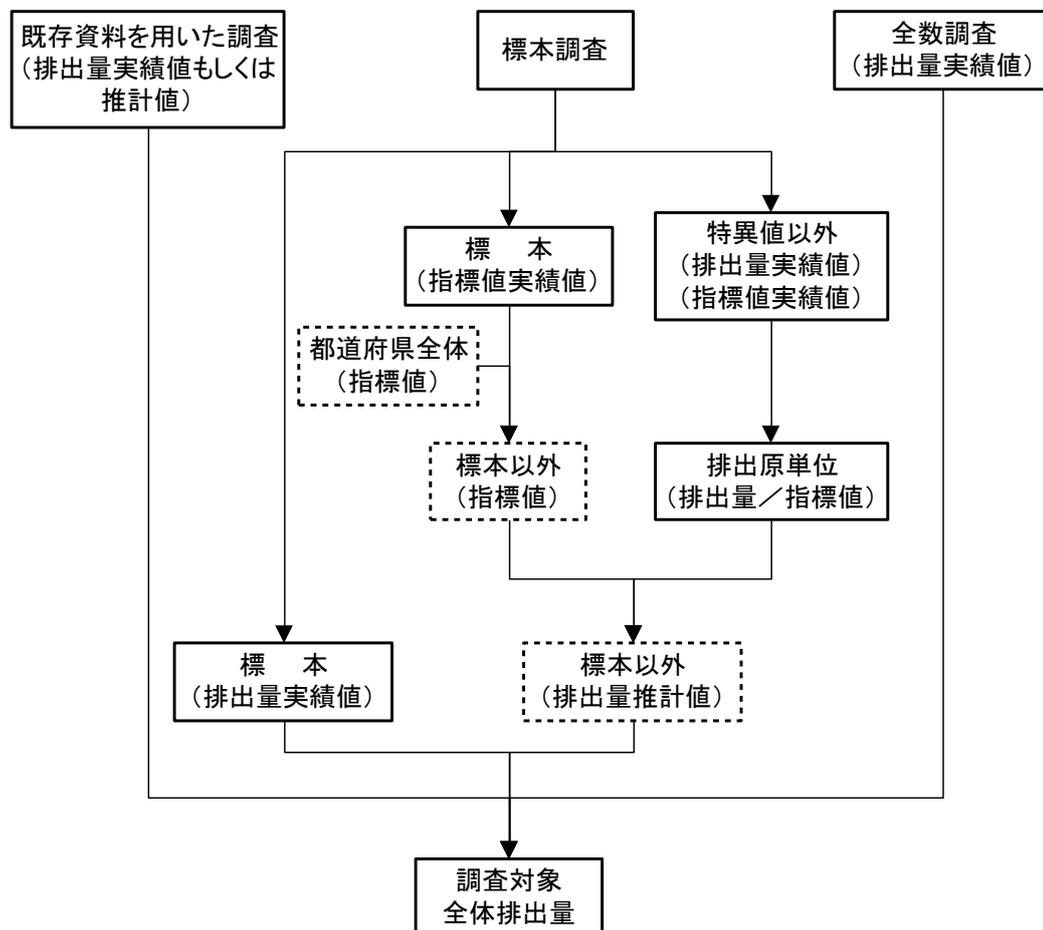
ア) 推計方法の考え方

調査対象全体の排出量は、前述のように全数調査、既存資料を用いた調査及び標本調査による排出量の合計により算出する。

全数調査は実績値の集計により求まるが、標本調査は標本以外の排出量について推計を行う必要がある。

その際、事業所によっては特殊な産業廃棄物を排出するなど一般的でない事業所のデータも含まれている場合がある。このため、多量排出事業者や同業他社と比較し排出状況が大きく異なる等特殊な標本を特異値とし、特異値以外の標本データのみを用いて原単位を作成しアンケート調査以外の部分を推計する。

こうして得られた排出量の実績値と推計値並びに各種資料による実績値を足し合わせ、調査対象全体の排出量を推計する。



注) 特異値とは、多量排出事業者や同業他社と比較し排出状況が大きく異なる等特殊な標本のことを示す。

図4 排出量の推計作業の概要図

イ) 排出原単位の算出

排出原単位とは、単位活動量指標値当たりの産業廃棄物排出量を示すものであり、アンケート調査によって得られた標本の業種別、種類別の集計産業廃棄物排出量と、業種別の集計活動量指標値から次式により算出する。

なお、排出原単位は、図4に示すとおり特異値以外の標本を用いて算出する。

具体的には、特異値以外の標本の業種別・産業廃棄物種類別の集計産業廃棄物排出量と集計活動量指標値から、次式により業種別・産業廃棄物種類別にそれぞれ算出する。

特異値とは、多量排出事業者や同業他社と比較し排出状況が大きく異なる等特殊な標本のことを示す。

$$\text{排出原単位の算出} \quad \alpha = W_a / O_a \quad [\text{排出量} / \text{活動量指標値}]$$

α : 排出原単位

W_a : 特異値以外の集計排出量

O_a : 特異値以外の集計活動量指標値

ウ) 標本以外の排出量の推計方法

イ) で算出された排出原単位と、標本調査による把握分以外の活動量指標を用いて、次式により標本以外の排出量を推計する。

$$\text{標本以外の排出量の推計} \quad W_1 = \alpha \times O \quad [\text{排出量} / \text{年}]$$

W_1 : 標本以外の排出量推計値

α : 排出原単位

O : 標本以外の活動量指標値

(都道府県全体の母集団指標値より標本調査で捕捉した指標値を除いた残り)

③ 活動量指標

活動量指標の設定においては、各業種ごとに産業廃棄物の排出量と密接な関係のある指標を採用する必要がある。表7に活動量指標例を示す。

表7 業種別の活動量指標例

産業分類		活動量指標	出典
農 業	農業用廃プラスチック類	設置面積	園芸用ガラス室・ハウス等の設置状況
	動物のふん尿、動物の死体	家畜数	畜産統計
林 業		従業者数	経済センサス
漁 業		従業者数	経済センサス
鉱 業		従業者数	経済センサス
建 設 業		元請完成工事高	建設工事施工統計調査報告
製 造 業		製造品出荷額等	工業統計調査報告
水道業	上水道業	給水量	水道統計
	下水道業	処理水量	下水道統計
運輸・通信業		従業者数	経済センサス
卸売・小売業・飲食店		従業者数	経済センサス
サービス業		従業者数	経済センサス
	病 院	病床数	医療施設調査
公 務		従業者数	経済センサス

④ 排出量原単位の異常値の検証

同一の業種であっても、事業所により特異な排出原単位となる場合もあるため、具体的には、作成された業種別・種類別の排出原単位と当該都道府県の過去の調査データや、環境省作成の「産業廃棄物排出・処理状況調査報告」等と比較・検証を行い、妥当性の確認を行う必要がある。

この比較・検証により各排出原単位の異常値が認められる場合には、調査データ（アンケートデータ等）を再確認する必要がある。

(3) 既存資料を用いた調査

産業廃棄物の排出量、排出原単位、処理の状況等が他の統計等により把握されている場合には、その調査の情報を用いることが可能である。

既存資料を用いた調査の例としては、動物のふん尿の原単位（文献：「我が国における家畜排泄物発生の実態と今後の課題（環境保全と新しい畜産）」（農林水産技術情報協会）、農業用廃プラスチック類の排出量及び処理量（文献：「園芸用ガラス室・ハウス等の設置状況」（農林水産省生産局生産流通振興課））等がある。

既存資料を用いた調査においては、その調査方法（引用した資料におけるデータの算出方法等）や出典を明確にし、報告書等に明記することが必要である。

また、動物のふん尿、農業用廃プラスチック類について標本調査を実施した場合は、これらの文献にて結果の検証が可能である。

(4) 排出量のとりまとめ及び検証

排出量の把握方法は、各都道府県の社会・産業構造等の実情により、適宜、全数調査、標本調査、既存資料を用いた調査により行うが、最終的には、各調査結果を積算し、一つとしてとりまとめる。

$$\text{調査対象全体の排出量の推計 } W = W_1 + W_2 + W_3 + W_4$$

W : 調査対象全体の排出量推計値

W_1 : 全数調査の排出量実績値

W_2 : 標本調査の排出量実績値

W_3 : 標本以外の排出量推計値

W_4 : 既存資料を用いた調査による排出量実績値もしくは推計値

調査結果に関しては、以下の方法等により妥当性を検討する。

① 前回実態調査値との比較

② 活動量指標値が近似である他の都道府県値との比較

③ 業種別に、関係部局等が調査・発表している値との比較

以上の比較・検証により各排出量に異常値が認められる場合には、調査データ(アンケートデータ等)を再確認する。

3-2-2 処理状況の把握

- (1) 処理状況は、産業廃棄物の種類別及び業種別に求めるものとする。
- (2) 処理状況の把握は、排出事業者へのアンケート調査や処分業者による処分実績の報告に基づいて行うものとする。
- (3) 調査の集計結果については、産業廃棄物の排出から最終処分までの流れ図(図1)にとりまとめるものとする。

【解説】

産業廃棄物の排出から最終処分までの処理状況については、排出事業者へのアンケート調査や処理業者による処分実績の報告を基本に整理し、アンケート調査以外の部分については各処理量を推計する必要がある。

推計方法は3-2-1の排出量の推計と同様に、多量排出事業者等の特異値と特異値以外に区分し、標本調査による処理比率を排出量推計値に乗ずることで、標本以外の処理状況(各処理量)を推計する。

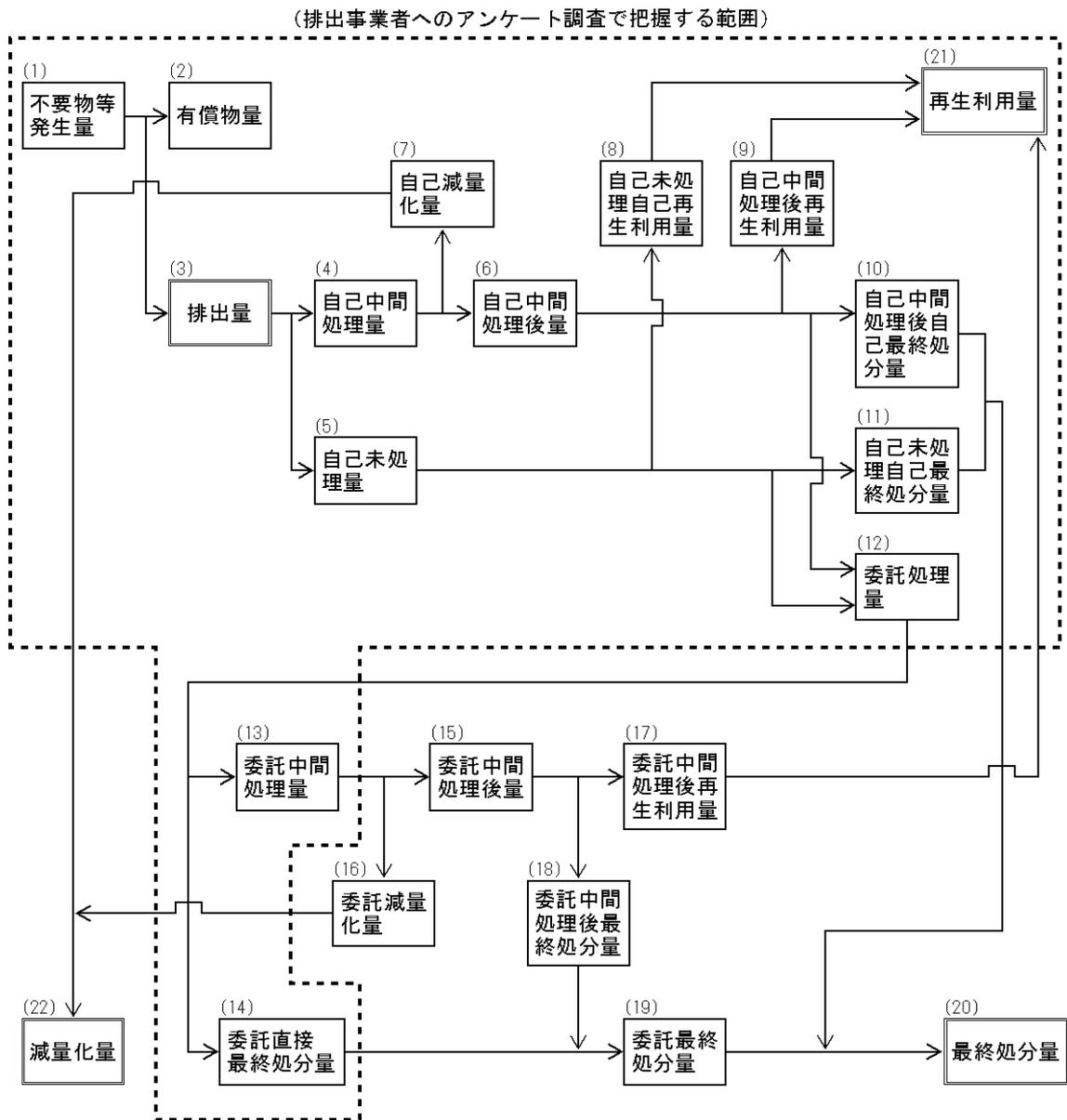
- (1) 標本調査を用いて、前出の図1に示す流れ図に対応する各項目の数量を積算し、産業廃棄物の種類及び業種別の各項目を整理する。整理の際には、3-2-1と同様、多量排出事業者等の特異値と特異値以外の標本とで分けて整理を行う。
- (2) 特異値以外の標本について、(1)で整理した産業廃棄物の種類別及び業種別の各処理量の排出量に対する処理比率を算出し、3-2-1で推計した排出量推計値に各処理比率を乗じて処理量推計値を算出する。この推計値と、標本調査で得られた処理量実績値とを足し合わせて、標本調査全体の各処理量を整理する。
- (3) 各処理量について処分業者による処分実績の報告等の情報が利用可能な場合は、それと比較し推計結果を検証する。処分業者による処分実績の報告等で把握可能な処理範囲は、図5に示す。

◎委託中間処理後量について

委託中間処理後量については、排出事業者へのアンケート調査では確認することができない。このため委託中間処理後量は、別途、処理業者へアンケート調査を実施するか、都道府県が処分業者による処分実績の報告等の情報を用いて作成した産業廃棄物種類別・中間処理方法別の平均中間処理残さ率(処理前量に対する処理後量の割合「 β 」)を用いて、下記に示す式より算出する。

なお、産業廃棄物種類別・中間処理方法別の平均処理残さ率の例を参考資料編に示す。

$$\text{委託中間処理後の量 (15)} = \text{委託中間処理量 (13)} \times \beta$$



(処分業者による処分実績の報告等で把握できる範囲)

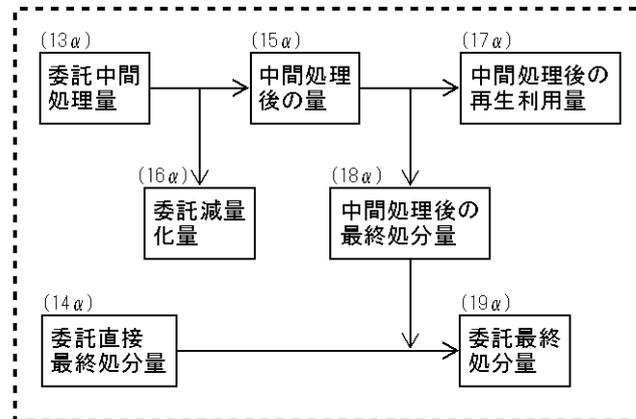


図5 処理状況の把握手法の概略図

3-2-3 広域移動状況の把握

広域移動状況は、処理業者からの報告や、処理業者及び排出事業者へのアンケート調査により、他都道府県への搬出量及び他都道府県からの搬入量を把握するものとする。

【解説】

広域移動状況の把握は、収集運搬業者による運搬実績の報告や処分業者による処分実績の報告による把握方法が考えられ、各都道府県の実情に応じて把握手法を決定する必要がある。

広域移動状況の把握方法として、基本的には収集運搬業者による運搬実績の報告や処分業者による処分実績の報告から、搬出先都道府県別搬出量及び搬入元都道府県別搬入量を集計する方法があり、この方法のみでは把握できない排出事業者が自ら他都道府県へ運搬した場合の移動状況について、産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告や排出事業者へのアンケート調査によって補完することが可能である。

また、広域移動状況に係る情報については、関係都道府県との連絡調整を行い、当該情報の補完・検証を行うのが望ましい。

広域移動量の把握方法の例

(1) 搬入量の把握方法

処分業者による処分実績の報告から、産業廃棄物の種類別・移動都道府県別に集計を行い、移動状況を把握する。

(2) 搬出量の把握方法

収集運搬業者による運搬実績の報告、処分業者による処分実績の報告から産業廃棄物の種類別・移動都道府県別に集計を行い、移動状況を把握する。

また、産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告や必要に応じて排出事業者へのアンケート調査により同様の情報を得ることによって、排出事業者が自ら他都道府県へ運搬した場合等の移動状況について、情報の補完が可能である。

3-3 産業廃棄物の行政報告等を用いる方法

3-3-1 排出量の把握

産業廃棄物の行政報告等を用いて排出量を把握する場合には、産業廃棄物処分業者から把握される受託量及び排出事業者の自己処理に伴う減量化量等に着目して把握するものとする。

【解説】

(1) 処分業者による処分実績の報告の利用

排出量は、産業廃棄物処分業者による処分実績の報告から把握される受託量に加え、処分実績の報告では把握できない排出事業者の自己処理に伴う減量化量や最終処分量等を次項の多量排出事業者による産業廃棄物処理計画の実施状況報告から把握するものとする。

なお、処分業者の受託量は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告から排出事業者委託量として把握することもできる。その際、中間処理業者が発行する産業廃棄物管理票（いわゆる二次マニフェスト）について、排出量の二重計上とならないよう留意する必要がある。

また、建設事業者等が中間処理業者を兼ねる場合には、自社の排出分と他者からの受託分とが区分されていないことがある。この場合には、処分業者による処分実績の報告から把握するなど注意が必要である。

(2) 多量排出事業者による産業廃棄物処理計画の実施状況報告の利用

(1) では把握されない排出事業者の自己処理（脱水、焼却等）に伴う減量化量や最終処分量等については、これらの処理施設を有する事業者の大部分が多量排出事業者であると見なし、多量排出事業者による産業廃棄物処理計画の実施状況報告から把握するものとする。把握したこれら減量分等を域内排出量として上記(1)に加算する。

(3) 補足調査

さらに、上記の情報からの把握が困難な場合（農業、畜産等）、その他の既存資料等を用いて補足する（「(2) 既存資料を用いた調査」参照）。

また、多量排出事業者による産業廃棄物処理計画の実施状況報告では、多量排出事業者以外の自己処理状況は把握できないため、各都道府県内における排出や処理の実態を勘案し、必要に応じてアンケート調査等の併用により把握する。

3-3-2 処理状況の把握

- (1) 処理状況は、産業廃棄物の種類別及び業種別に求めるものとする。
- (2) 処理状況の把握は、処分業者による処分実績の報告等に加え、多量排出事業者による産業廃棄物処理計画の実施状況報告で把握される自己処理に着目して把握する。
- (3) 調査の集計結果については、産業廃棄物の排出から最終処分までの流れ図(図1)にとりまとめるものとする。

【解説】

(1) 処分業者による処分実績の報告等の利用

処理状況は、当該都道府県内の産業廃棄物処分業者が処分を行う部分については、その処分実績の報告から把握する。処分業者による処分実績の報告では、他都道府県から搬入される量も報告されるため、当該都道府県内からの搬入量と仕分けして積算する必要がある。

また、他都道府県へ搬出された産業廃棄物の処理については、把握されるその運搬先の処分の内容から減量や再生利用量、残さ量を推計して把握するが、これら実績の報告では把握できない排出事業者の自己処理に伴う減量化量等については次項の多量排出事業者による産業廃棄物処理計画の実施状況報告から把握するものとする。

なお、処分業者等による処理量については、産業廃棄物管理票(マニフェスト)交付等状況報告により把握することもできる。その際、受託分に係る産業廃棄物管理票(いわゆる一次マニフェスト)と、中間処理業者が発行する産業廃棄物管理票(いわゆる二次マニフェスト)に留意して計上する必要がある。

また、建設事業者等が中間処理業者を兼ねる場合には、自社の排出分と他社からの受託分とが区分されていないことがある。この場合には、処分業者による処分実績の報告から把握するなど注意が必要である。

(2) 多量排出事業者による産業廃棄物処理計画の実施状況報告の利用

(1)では把握されない排出事業者の自己処理(脱水、焼却等)に伴う減量化量や最終処分量等については、これらの処理施設を有する事業者の大部分が多量排出事業者であると見なし、多量排出事業者による産業廃棄物処理計画の実施状況報告から把握するものとする。

(3) 補足調査

多量排出事業者による産業廃棄物処理計画の実施状況報告では、多量排出事業者以外の自己処理状況は把握できないため、各都道府県における排出や処理の実態を勘案し、必要に応じてアンケート調査等の併用により把握する。

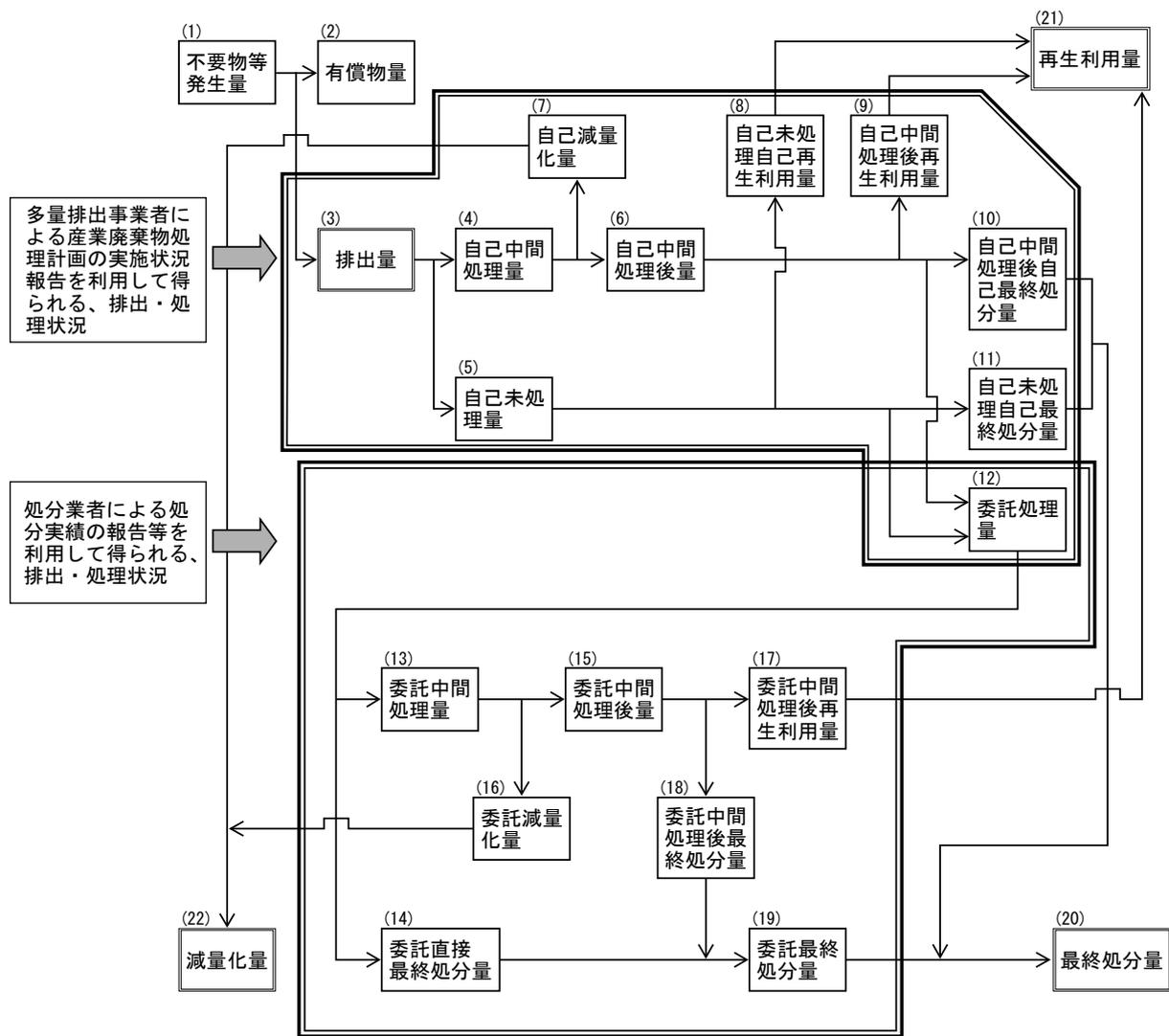


図6 処理状況の把握手法の概略図

3-3-3 広域移動状況の把握

広域移動状況は、処理状況の把握の実施に併せて把握されるが、必要に応じて排出事業者へのアンケート調査等により、補足するものとする。

【解説】

広域移動状況の把握は、産業廃棄物の行政報告等を用いる方法においては処理状況の把握（3-3-2）の実施に併せて、以下の内容により把握される。

（1）搬入量の把握方法

当該都道府県の処分業者による処分実績の報告における発生場所情報により、他都道府県と判断される量の積算により把握される。

（2）搬出量の把握方法

収集運搬業者から報告される、排出事業者から他都道府県処分業者への搬出量及び当該都道府県内処分業者から報告される処分後残さの他都道府県搬出量の積算により把握される。

また、産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告や必要に応じて排出事業者へのアンケート調査により同様の情報を得ることによって、排出事業者が自ら他都道府県へ運搬した場合等の移動状況について、情報の補完が可能である。

＜ 参 考 資 料 編 ＞

1. 排出事業者へのアンケート調査等による方法における調査次年度から次期調査年度までの間の把握方法例(簡易調査手法について) 26
2. 排出事業者へのアンケート調査等による方法における廃棄物種類別・中間処理方法別の平均処理残さ率(例) 27
3. 動物のふん尿の排出原単位(例) 28
4. 排出事業者へのアンケート調査に用いる調査票(例) 29
5. 調査の電子データ化について 37
6. 実態調査の迅速化のために(作業スケジュール例) 38
7. 温室効果ガス排出量算定に係る実態調査の活用方法について 40

1. 排出事業者へのアンケート調査等による方法における調査次年度から次期調査年度までの間の把握方法例（簡易調査手法について）

産業廃棄物の排出や処理の実態調査は、都道府県の廃棄物処理計画策定の基本データとしての位置づけのほか、産業廃棄物の適正処理に係る各種施策のための資料として、調査次年度から次期調査年度までの間の状況把握が必要な場合があると考えられる。

本指針の「排出事業者へのアンケート調査等による方法」を標準とした産業廃棄物の排出や処理の実態調査の結果を補正し、調査次年度から次期調査年度までの間の排出量及び処理状況を把握するための標本調査に係る方法例を以下に示す。

なお、「産業廃棄物の行政報告等を用いる方法」では、毎年度に実績値の把握が可能な場合は、簡易調査によらない毎年の排出量及び処理状況の把握が可能である。

例1：実態調査時点の標本を一部更新し、最新の活動量指標値を用いる方法

実態調査時点で標本となった排出事業者のうち、調査結果に対する寄与率の高い業種又は事業者について、その標本の更新を行う。

更新後の標本から、調査当該年度の排出原単位を作成した後、調査当該年度の母集団の活動量指標値を用いて排出量等を再計算する方法である。

また、多量排出事業者に対する指導（廃棄物処理法第12条第7項及び第12条の2第8項関係）において、経年的な産業廃棄物の排出・処理実績等の報告を受理している場合には、このデータを利用する方法が有効である。

なお、更新する標本以外は、前回の実態調査時のデータを用いるため、処理状態が実態と整合しているかの確認を実施する必要がある。

処理状況については、経年的に把握されている処分業者による処分実績の報告を活用し、補正を行う方法も考えられる。

例2：実態調査時点の標本を産業廃棄物管理票交付等状況報告書を活用して更新する方法

標本調査の部分を産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書を活用して更新する。なお、産業廃棄物管理票交付等状況報告書に併せて中間処理方法や最終処分方法、活動量指標（従業員数、製造品出荷額等）について排出事業者へ問い合わせ、これらの情報を収集する。また、多量排出事業者による産業廃棄物処理計画の実施状況報告や前年度調査分からの情報も併せて利用する。

2. 排出事業者へのアンケート調査等による方法における廃棄物種類別・中間処理方法別の平均処理残さ率（例）

産業廃棄物処理業者における種類別・中間処理方法別の処理前量に対する処理後量の比率の例を次に示す。

種類別・中間処理方法別の処理前量に対する処理後量の比率の例

（上段：比率％、下段：サンプル数）

	有機性汚泥	無機性汚泥	一般廃油	廃溶剤	油でい	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック	廃タイヤ	紙くず	木くず	繊維くず	動植物性残渣	感染性廃棄物
焼却	20	27	3	4	7	1>	1>	10	13	5	9	6	6	12
	29	26	45	14	6	13	18	65	14	58	103	17	27	37
乾燥	46	39											24	
	6	12											2	
脱水	21	30												
	16	33												
脱水 →乾燥		47												
		2												
中和 →脱水		52				16	16							
		3				17	13							
脱水 →焼却		3												
		3												
油水分離 →焼却			14											
			11											
油水分離			37	53	46									
			27	6	3									

（（財）日本環境衛生センター調べ（平成2～4年度））

3. 動物のふん尿の排出原単位（例）

動物のふん尿の排出量の実態調査は、一般的に既存資料を用いた調査により実施されることが多く、この場合に使用される排出原単位の例を次に示す。

動物のふん尿の排出原単位の例

畜 種		排せつ物量 (kg/頭羽/日)		
		ふん	尿	合 計
乳 牛	搾乳牛	45.5	13.4	58.9
	乾・未經産	29.7	6.1	35.8
	育成牛	17.9	6.7	24.6
肉 牛	2歳未満	17.8	6.5	24.3
	2歳以上	20.0	6.7	26.7
	乳用種	18.0	7.2	25.2
豚	肥育豚	2.1	3.8	5.9
	繁殖豚	3.3	7.0	10.3
採卵鶏	成 鶏	0.136	—	0.136
	ヒ ナ	0.059	—	0.059
ブロイラー		0.130	—	0.130

資料：「我が国における家畜排泄物発生の実態と今後の課題（環境保全と新しい畜産）」（農林水産技術情報協会）より作成

産業廃棄物処理実態調査票【その1】

調査票番号

1. 本調査は、事業活動によって発生する産業廃棄物、有償あるいは無償で引渡している副産物の全てが対象となります。

2. 本調査の対象期間は、平成20年度（平成20年4月1日～平成21年3月31日）です。

3. 調査票（その2）には、貴社が当該都道府県で施工した全ての元請工事（出来高工事含む）から発生する産業廃棄物、副産物について記入してください。
 ※共同企業体（J.V）による工事については、分担施行方式では各社持ち分の元請工事高と発生廃棄物等を記入し、共同施行方式では貴社が代表会社の場合のみ、元請完成工事高と発生廃棄物等を一括記入して下さい。

4. 下記の提出フローに従い記入し、返送して下さい。

事業所の概要	事業所名				元請工事の有無	該当する番号に○を付けて下さい。 1. 県内元請工事 <input type="checkbox"/> 有 2. 県内元請工事 <input type="checkbox"/> 無
	所在地					
	代表者氏名		記入者 <small>ふりがな</small> (部課、氏名)			
	記入年月日	平成 年 月 日	電話番号	- -		

工事実績	元請完成工事高（平成20年度）				
	県内工事の年間の元請完成工事高(出来高工事含む)を記入して下さい（消費税を含む）。				
	千 億	十 億	千 万	百 万	十 万
万円/年					

平成20年度の1年間に産業廃棄物等は発生しましたか。該当する番号に○を付けて下さい。
 ※再生利用された物、有償等で引き渡している副産物も対象として下さい。

1. 発生した。 2. 発生しなかった。

「事業所の概要」「工事実績」を記入し、返送して下さい。

次へ

次へ

裏面の調査票（その2）に各工事現場から発生した産業廃棄物等について記入してください。

4. 排出事業者へのアンケート調査に用いる調査票（例）

＜調査票の記入要領・記入例＞

調査対象期間

●この調査の**対象期間**は、平成20年度（平成20年4月1日～平成21年3月31日）の1年間です。この期間中の廃棄物の発生と処理・処分状況を質問①～④までの流れに従って記入して下さい。

調査対象とする事業所と廃棄物

●この調査では、**境内で施工した元請工事から発生した副産物（産業廃棄物、有機・無機引違物）**が記入の対象となります。
●廃棄物がどのように分類されているかを示すために、裏面に「**廃棄物分類表**」を掲げてありますので参考にして下さい。

発生量について

●発生した廃棄物の「名称」と「数量」の回答欄には、「**焼却**」、「**脱水**」等の処理を行う前の「**名称**」と「**数量**」をお答え下さい。

○**自社で焼却**している場合、発生した廃棄物とは**焼却前のもの**です。（記入例Cを参考にして下さい）
木くず、紙くず、廃プラスチック等を焼却している場合の「③年間発生量」は、焼却前の量です。従って「①廃棄物の名称」、「②分類番号」は、焼やす前の名称とその分類番号となります。なお、焼却後の灰の量が「⑤中間処理後量」となります。

○**自社で脱水**している場合の発生した廃棄物とは**脱水前のもの**です。（記入例Eを参考にして下さい）
汚泥の発生量は、脱水、乾燥等の中間処理を行う前の量であり、脱水機等に投入された1年間の量が「③年間発生量」となります。なお、脱水前の重量を把握していない場合は、下記の式より計算して下さい。
＜式＞：（脱水前の汚泥発生量）＝（脱水後の汚泥量）×（100％－脱水後の含水率％）÷（100％－脱水前の含水率％）

調査票(その2)の記入例

太字の部分が、記入事例箇所を示しています。記入例を参考に調査票(その2)を記入して下さい。

本紙の裏面の「**廃棄物分類表**」を参照して下さい。

該当する単位に、必ず○をつけて下さい。

廃棄物を委託している場合で、委託先の具体的な処理・処分を把握していない場合は、委託先へ確認して記入して下さい。また、不特定の回収業者等で、住所などの詳細が不明な場合は、わかる範囲で記入して下さい。

⑩処理後の処分方法
1 再利 用・再生利 用している
2 埋立 処分している
3 海 入 入している

区分 行番	①廃棄物の名称	②分類番号	③年間発生量							単位	④方法番号 1次 処理 2次 処理 3次 処理	⑤中間処理後量							⑥処理・処分方法	⑦処理・処分先又は再生利用先の名称	⑧処理・処分先又は再生利用先の所在地	⑨方法番号 1次 処理 2次 処理 3次 処理			⑩処理後の処分方法	⑪資源化用途				
			百	十	万	千	百	十	一			百	十	万	千	百	十	一				百	十	一			1	2	3	
記入例:A	鉄筋くず	1210																		W	1	△△産業	〇〇	市				1・2・3	10	
記入例:B	木くず	0810																		U	1	□□商店	〇×	市	G				①・2・3	30
記入例:C	廃プラスチック	0600																		S	1	■×〇	〇△	市				1・2・3		
記入例:D	廃プラスチック	0600																		U	1	■▽〇	×〇	市	I				①・2・3	30
記入例:E	セメントナイト汚泥	0221																		S	1	■△〇	▽×	県	△〇	市		1・2・3		
記入例:F	コンクリートのがれき	1501																		U	1	△△〇	×▽	市	G				①・2・3	50

ここでは、中間処理、再生利用や最終処分した先の名称を記入してください。委託した廃棄物が中間処理後に最終処分されている場合は、中間処理業者の名称を記入してください。

<p>記入例:A</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事現場から鉄筋くずが年間9t発生したが、すべて、〇〇町の△△産業に売却した。 相手先では、鉄鋼材として再生利用している。 	<p>記入例:B</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事現場から建設木くずが年間に2t車で30台分（すべて満杯）発生した。 1台当たりの重量が1t程度であるため、重量に換算すると、30tである。 これは、〇×市にある□□商店に料金を払って処理を委託した。 相手先では、破碎チップ化し、燃料として再生利用している。 	<p>記入例:C</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事現場から廃プラスチックが年間10t発生した。 〇△町にある■×〇の処分場で埋立処分した。 	<p>記入例:D</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事現場からプラスチックくずが年間5t発生した。 これは、××市にある■▽〇に中間処理を委託した。 委託先では圧縮して固形燃料を製造している。 	<p>記入例:E</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事現場からセメントナイト汚泥が発生したが、すべて工事現場内で脱水した。 脱水後の汚泥量は、100t（含水率70％）であった。 脱水前の量は、計算していないので正確でないが、脱水前の含水率が95％であるため計算すると600tとなる。 処理後の汚泥は、〇〇市に運搬を委託し、▽×県△〇市内に管理型処分場を保有する■△〇で埋立処分した。 計算式 100t × (100-70) ÷ (100-95) = 600t 	<p>記入例:F</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事現場からコンクリートのがれき等が10tダンブで12台分発生した。重量に換算すると120t程度である。 これは、×▽市に破碎プラントを保有する△△〇に中間処理を委託した。△△〇では破碎後、骨材として再生利用している。
--	---	---	---	--	--

記入について

- 記入対象は、事業活動によって発生する産業廃棄物、有機あるいは無機で引渡している副産物です。
- 同じ種類の廃棄物でも中間処理方法や処分方法、委託処理先等が異なる場合は、質問①の欄から行を分けて記入して下さい。
- 処理業者へ処理・処分を委託している場合は、マニフェスト伝票等を参考に記入してください。不明な点は、具体的な内容を処理業者に確認したうえで記入して下さい。

<p>④中間処理方法コード表</p> <p>A: 焼却 B: 脱水 C: 灰口乾燥 D: 機械乾燥 E: 油水分離 F: 中絶 G: 破碎 H: 分級 I: 圧縮 J: 溶融 K: 切断 L: 焼成 M: 埋立 N: 炭回収 O: カット型型化 V: 焼結 W: 油化 X: 選別 Y: 固形燃料化 Z: その他</p>	<p>⑥処理・処分方法コード表</p> <p><自己処理> V1: 自社で再利用した。 V2: 自社現場内で利用した。 W1: 売却（利益があった）した。 Z1: 自社で保管している。 Q1: 自社の処分場で埋立処分した。 <産業廃棄物処理業者等へ委託処理> U1: 処理業者に中間処理（資源化・リサイクルを含む）を委託した。 X1: 廃品回収（資源）業者、あるいは納入業者、関連企業等で再生処理をした。 S1: 処理業者の処分場で直接埋立処分した。 T1: 処理業者で直接埋立処分した。 <市町村へ委託処理> R1: 市町村等が設置する一般廃棄物処分場で埋立した。 R5: 市町村の清掃工場で焼却等の中間処理をした（ごみ収集を含む） R6: 市町村の清掃工場でリサイクルした。 <その他> Z9: その他</p>	<p>⑨委託中間処理方法コード表</p> <p>A: 焼却 B: 脱水 C: 灰口乾燥 D: 機械乾燥 E: 油水分離 F: 中絶 G: 破碎 H: 分級 I: 圧縮 J: 溶融 K: 切断 L: 焼成（セメント原材料） M: 埋立（セメント原材料） N: 炭回収 O: カット型型化 T: 金属（鉄）回収 U: 非鉄金属回収 V: 選別 W: 油化 X: 選別 Y: 固形燃料化 Z: その他</p>	<p>⑪資源化用途コード表</p> <p>10: 鉄鋼原料 20: 非鉄金属等原材料 30: 燃料 31: 木炭 41: 肥料 42: 肥料 G: 燃料 50: 土木・建設資材 51: 再生木材・合板 60: ハルプ・紙原料 70: ガラス原材料 80: プラスチック原材料 81: 再生タイヤ 90: セメント原材料 91: 再生油・再生溶剤 92: 中絶 93: 高炉還元 98: その他</p>
--	---	---	--

廃棄物分類表(その1)

※爆発性、毒性、感染性、腐食性などの有害な性状を有している廃棄物は、本用紙右下の特別管理産業廃棄物の分類表をご参照ください。

1. 産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く)

廃棄物の種類			分類番号	
大分類	中分類	小分類		
汚泥(泥状のもの)			0200	
		有機性汚泥	0210	
		無機性汚泥	0220	
		建設汚泥(残土を除く)	0221	
廃油			0300	
	一般廃油		0310	
		鉱物油	0311	
		動植物性油脂	0312	
	廃溶剤		0320	
	固形油		0330	
	油でい		0340	
廃酸		0400		
廃アルカリ		0500		
廃プラスチック			0600	
		廃タイヤ	0601	
		自動車用プラスチックバンパー	0602	
		廃農業用ビニール	0603	
		プラスチック製廃容器包装	0604	
		発泡スチロール	0605	
		発泡ウレタン	0606	
		発泡ポリスチレン	0607	
		塩化ビニル製建設資材	0608	
		石綿含有産業廃棄物(非飛散性)	2430	
	紙くず			0700
		建設工事の紙くず		0710
			ダンボール	0711
	石綿含有産業廃棄物(非飛散性)	2450		
木くず			0800	
	建設工事の木くず		0810	
		伐採材・伐根材	0811	
	石綿含有産業廃棄物(非飛散性)	2460		
繊維くず(天然繊維くず)			0900	
	建設工事の繊維くず		0910	
	石綿含有産業廃棄物(非飛散性)	2470		
ゴムくず(天然ゴムくず)			1100	
金属くず		鉄くず	1200	
		非鉄金属くず	1210	
		鉛製の管又は板	1221	
		電線くず	1222	
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず			1300	
	ガラスくず		1310	
			カレット	1311
			廃ブラウン管(側面部)	1312
			ガラス製廃容器包装	1313
			ロックウール	1314
			石綿(非飛散性)	1315
			グラスウール	1316
			岩綿吸音板	1317
		陶磁器くず		1320
				コンクリートくず
			石膏ボード	1322
		ALC(軽量気泡コンクリート)	1323	
		石綿含有産業廃棄物(非飛散性)	2420	

廃棄物分類表(その2)

廃棄物の種類			分類番号
大分類	中分類	小分類	
鉱さい			1401
		スラグ	1403
がれき類(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物)			1500
		コンクリート破片	1501
		アスファルト・コンクリート破片	1502
		石綿含有産業廃棄物(非飛散性)	2440
処分するために処理したもの(13号廃棄物)			1900
建設混合廃棄物			2000
	安定型建設混合廃棄物		2010
		管理型建設混合廃棄物	2020
		新築系混合廃棄物	2021
		解体系混合廃棄物	2022
	安定型混合廃棄物		2100
	管理型混合廃棄物		2200
	石綿含有産業廃棄物(非飛散性)	2410	
廃自動車			3000
	廃二輪車		3010
		バイク	3011
	自転車	3012	
廃電気機械器具			3100
		廃パチンコ機及びパチスロ機	3101
		プリント配線板	3102
		テレビジョン受信機	3103
		エアコンディショナー	3104
		冷蔵庫	3105
		洗濯機	3106
		電子レンジ	3107
		パーソナルコンピューター	3108
		電話機	3109
		自動販売機	3110
		蛍光灯	3111
		冷凍庫	3112
廃電池類			3500
	鉛蓄電池		3510
	乾電池		3520
複合材			3600

2. 特別管理産業廃棄物

燃えやすい廃油		7000
	燃えやすい廃油(基準値を超える有害物質を含むもの)	7010
pH2.0以下の廃酸		7100
	pH2.0以下の廃酸(基準値を超える有害物質を含むもの)	7110
pH12.5以上の廃アルカリ		7200
	pH12.5以上の廃アルカリ(基準値を超える有害物質を含むもの)	7210
感染性廃棄物		7300
特定有害産業廃棄物		7400
	廃石綿等(飛散性)	7421
	指定下水汚泥	7422
	鉱さい(基準値を超える有害物質を含むもの)	7423
	燃え殻(基準値を超える有害物質を含むもの)	7424
	廃油(基準値を超える有害物質を含むもの)	7425
	汚泥(基準値を超える有害物質を含むもの)	7426
	廃酸(基準値を超える有害物質を含むもの)	7427
	廃アルカリ(基準値を超える有害物質を含むもの)	7428
	ばいじん(基準値を超える有害物質を含むもの)	7429
	処分するために処理したもの(基準値を超える有害物質を含むもの)	7430

産業廃棄物処理実態調査票【その1】

調査票番号

1. 本調査は、事業活動によって発生する産業廃棄物、有償あるいは無償で引渡している副産物の全てが対象となります。
2. 本調査の対象期間は平成20年度（平成20年4月1日～平成21年3月31日）です。
3. 本調査は事業所単位で行いますので、調査票が送付された事業所に関して以下の質問にお答え下さい。そのため、貴事業所以外に貴社の本社、工場、関連施設等があってもそれは調査の対象となりません。
4. 調査票（その2）に貴事業所から発生する産業廃棄物の状況について記入して下さい。産業廃棄物が調査の対象期間中に何も発生しなかった場合は、本調査票（その1）の「事業所の概要」、「事業の概要」欄をご回答の上、

事業所の概要	事業所名				事業内容 <small>（具体的に）</small>
	所在地				
	代表者氏名	記入者 <small>（部長、氏名）</small>			
	記入年月日	平成 年 月 日	電話番号	— —	

事業の概要	従業員数		製造品出荷額（製造業のみ記入）				事業所の形態	
	平成21年3月31日現在の従業員数（パート等の臨時職員及び役員等を含む）を記入して下さい。		平成20年4月1日から平成21年3月31日までの1年間の額を記入して下さい。				貴事業所の形態に対する番号に○を付けて下さい。 1. 工場・作業所・鉱業所 2. 開発研究のみ 3. 事務所のみ 4. 医療機関 5. その他（ ）	
	人	千 億	百 億	十 億	千 万	百 万		
	病床数（医療機関のみ記入）		販売額（卸売業、小売業のみ記入）					
平成21年3月31日現在の病床数を記入して下さい。		平成20年4月1日から平成21年3月31日までの1年間の額を記入して下さい。						
床	千 億	百 億	十 億	千 万	百 万	十 万	万 円/年	

↓ 次へ ↓

平成20年度の1年間に産業廃棄物等は発生しましたか。該当する番号に○を付けて下さい。 ※再生利用された物、有償等で引き渡している副産物も対象として下さい。	
1. 発生した。	2. 発生しなかった。

「事業所の概要」「事業の概要」を記入し、返送して下さい。

裏面の調査票（その2）に貴事業所から発生した産業廃棄物等について記入してください。

<調査票の記入要領・記入例>

調査対象期間
 ●この調査の**対象期間**は、平成20年度(平成20年4月1日～平成21年3月31日)の1年間です。この期間中の廃棄物の発生と処理・処分の状況を質問①～⑧までの流れに従って記入して下さい。

調査対象とする事業所と廃棄物
 ●この調査では、**調査票が送付された事業所内で発生した副産物(産業廃棄物、有機・無機引違物)だけ**が記入の対象となります。
 ●廃棄物がどのように分類されているかを示すために、裏面に「**廃棄物分類表**」を掲げてありますので参考して下さい。

発生量について
 ●発生した廃棄物の「名称」と「数量」の回答欄には、「**焼却**」、「**脱水**」等の処理を行う前の「**名称**」と「**数量**」をお答え下さい。
 ○**自社で焼却**している場合、発生した廃棄物とは**焼却前のもの**です。(記入例Dを参考して下さい)
 木くず、紙くず、廃プラスチック等を焼却している場合の「③年間発生量」は、焼却前の量です。従って「①廃棄物の名称」、「②分類番号」は、燃やす前の名称とその分類番号となります。なお、焼却後の灰の量が「⑤中間処理量」となります。
 ○**自社で脱水**している場合の発生した廃棄物とは**脱水前のもの**です。(記入例Eを参考して下さい)
 汚泥の発生量は、脱水、乾燥等の中間処理を行う前の量であり、脱水機等に投入された1年間の量が「③年間発生量」となります。なお、脱水前の重量を把握していない場合は、下記の式より計算して下さい。
<式>: (脱水前の汚泥発生量) = (脱水後の汚泥量) × (100% - 脱水後の含水率%) ÷ (100% - 脱水前の含水率%)
 ●ただし、以下のものについては、中間処理後のものを発生量としてお答え下さい。
 ○酸液、廃アルカリを公共水域(河川、公共下水道等)へ放流するために中和処理した場合。 → 中和処理後の「汚泥」を発生量とします。
 ○含油廃水を油水分離した場合。 → 油水分離後の「廃油」と「油いでり」等を個別に(それぞれ1行ずつ)発生量とします。

記入について
 ●**記入対象は、事業活動によって発生する産業廃棄物、有機あるいは無機で引渡している副産物です。**
 ●**同じ種類の廃棄物でも中間処理方法や処分方法、委託処理先等が異なる場合は、質問⑧の欄から行を分けて記入して下さい。**
 ●**処理業者へ処理・処分を委託している場合は、マニフェスト伝票等を参考にして記入してください。不明な点は、具体的な内容を処理業者に確認したうえで記入して下さい。**

④中間処理方法コード表 A: 焼却 M: 堆肥化 B: 脱水 N: 資源回収 C: 天日乾燥 O: 圧搾 D: 機械乾燥 固型化 E: 油水分離 P: 乾燥減湿 F: 中細 Q: 煮沸 G: 凝結 R: 有機質 H: 分級 S: 薬物消毒 I: 圧縮 V: 濃縮 J: 溶解 W: 油化 K: 切断 X: 選別 L: 焼成 Y: 固形 Z: その他	⑥処理・処分方法コード表 <自己処理> V1: 自社で再利用した。 V2: 自社処理場内で利用した。 W1: 売却(利益があった)。 Z1: 自社で保管している。 Z2: 自社の処分場で埋立処分した。 <産業廃棄物処理業者等へ委託処理> S1: 処理業者に中間処理(資源化・リサイクルを含む)を委託した。 X1: 資源回収(資源)業者、あるいは納入業者、関連企業等で再生処理した。 S1: 処理業者の処分場で直接埋立処分した。 T1: 処理業者が直接海洋投入した。 <市町村へ委託処理> R1: 市町村等が設置する一般廃棄物処分場で埋立した。 R5: 市町村の清掃工場で焼却等の中間処理をした(ごみ収集を含む)。 R6: 市町村の清掃工場でリサイクルした。 <その他> Z9: その他	⑧委託中間処理方法コード表 A: 焼却 M: 堆肥化 B: 脱水 N: 資源回収 C: 天日乾燥 O: 圧搾 D: 機械乾燥 固型化 E: 油水分離 P: 乾燥減湿 F: 中細 Q: 煮沸 G: 凝結 R: 有機質 H: 分級 S: 薬物消毒 I: 圧縮 V: 濃縮 J: 溶解 W: 油化 K: 切断 X: 選別 L: 焼成 Y: 固形 Z: その他	⑩資源化用途コード表 10: 鉄鋼原料 20: 非鉄金属等原料 30: 燃料 31: 木炭 41: 肥料 42: 肥料 43: 土壌改良材 50: 土木・建設資材 51: 再生木材・合板 60: パルプ・紙原料 70: ガラス原料 80: プラスチック原料 81: 再生タイヤ 90: セメント原料 91: 再生油・再生潤滑 92: 中和剤 93: 高炉汚泥 98: その他
--	--	--	--

調査票(その2)の記入例

太字の部分が、記入事例箇所を示しています。記入例を参考に調査票(その2)を記入して下さい。

本紙の裏面の「 廃棄物分類表 」を参照して下さい。 該当する単位に、必ず○をつけて下さい。 微量又は液状廃棄物を焼却し、焼却灰が1kg未満の場合は、「0(ゼロ)」を記入し、単位はkgに○をつけて下さい。 廃棄物を委託している場合で、委託後の具体的な処理・処分を把握していない場合は、委託先へ確認して記入して下さい。また、不定期の回収業者等で、住所などの詳細が不明な場合は、わかる範囲で記入して下さい。 ⑧処理後の処分方法 1 再利用・再生利用している 2 埋立処分している 3 海洋投入している	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">①廃棄物の名称</th> <th rowspan="2">②分類番号</th> <th colspan="6">③年間発生量</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="6">④方法番号</th> <th rowspan="2">⑤中間処理量</th> <th rowspan="2">⑥処理・処分方法</th> <th rowspan="2">⑦処理・処分先又は再生利用先の所在地</th> <th colspan="3">⑧処理後の処分方法</th> <th rowspan="2">⑩資源化用途</th> </tr> <tr> <th>百万</th> <th>十</th> <th>千</th> <th>百</th> <th>十</th> <th>+</th> <th>-</th> <th>1次</th> <th>2次</th> <th>3次</th> <th>1次</th> <th>2次</th> <th>3次</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>記入例:A</td> <td>鉄板くず</td> <td>1210</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>12</td> <td>kg</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>W1</td> <td>堺口</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>記入例:B</td> <td>機械油</td> <td>0311</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>0</td> <td>8</td> <td>kg</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>U1</td> <td>××商店</td> <td>▼×県</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>E</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>記入例:C</td> <td>廃タイヤ</td> <td>0601</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>4</td> <td>0</td> <td>kg</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>X1</td> <td>■■■タイヤ販売</td> <td>○△町</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>81</td> </tr> <tr> <td>記入例:D</td> <td>木くず</td> <td>0800</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>0</td> <td>kg</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>5</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> <td>A</td> <td></td> </tr> <tr> <td>記入例:E</td> <td>排水処理汚泥</td> <td>0220</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>5</td> <td>0</td> <td>kg</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>B</td> <td>D</td> <td></td> </tr> <tr> <td>記入例:F</td> <td>感染性廃棄物</td> <td>7300</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>kg</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	①廃棄物の名称	②分類番号	③年間発生量						単位	④方法番号						⑤中間処理量	⑥処理・処分方法	⑦処理・処分先又は再生利用先の所在地	⑧処理後の処分方法			⑩資源化用途	百万	十	千	百	十	+	-	1次	2次	3次	1次	2次	3次	1	2	3	記入例:A	鉄板くず	1210					12	kg										W1	堺口	○	○		1	2	3	10	記入例:B	機械油	0311			1	0	8	kg										U1	××商店	▼×県	○	×	○	○	E	1	2	3	30	記入例:C	廃タイヤ	0601					4	0	kg									X1	■■■タイヤ販売	○△町						1	2	3	81	記入例:D	木くず	0800					1	0	kg					5	0	0		A														記入例:E	排水処理汚泥	0220					5	0	kg									B	D													記入例:F	感染性廃棄物	7300					1	2	0	kg																					
区分	①廃棄物の名称				②分類番号	③年間発生量						単位	④方法番号								⑤中間処理量	⑥処理・処分方法	⑦処理・処分先又は再生利用先の所在地		⑧処理後の処分方法			⑩資源化用途																																																																																																																																																																																																			
		百万	十	千		百	十	+	-	1次	2次		3次	1次	2次	3次	1	2	3																																																																																																																																																																																																												
記入例:A	鉄板くず	1210					12	kg										W1	堺口	○	○		1	2	3	10																																																																																																																																																																																																					
記入例:B	機械油	0311			1	0	8	kg										U1	××商店	▼×県	○	×	○	○	E	1	2	3	30																																																																																																																																																																																																		
記入例:C	廃タイヤ	0601					4	0	kg									X1	■■■タイヤ販売	○△町						1	2	3	81																																																																																																																																																																																																		
記入例:D	木くず	0800					1	0	kg					5	0	0		A																																																																																																																																																																																																													
記入例:E	排水処理汚泥	0220					5	0	kg									B	D																																																																																																																																																																																																												
記入例:F	感染性廃棄物	7300					1	2	0	kg																																																																																																																																																																																																																					

ここでは、中間処理、再生利用や最終処分した先の名称を記入してください。委託した廃棄物が中間処理後に最終処分されている場合は、中間処理業者の名称を記入してください。

記入例:A ・鉄板の加工の際に鉄板くずが年間12t発生した。 ・これは、○市にある堺口へ売却した ・相手先では鉄鋼材料として利用している	記入例:B ・月平均で一斗缶5本ぐらいの機械油が発生した。 ・重量換算すると年間に1,080kgである。 ・これは、▼×県○市の再生業者××商店に処理を有料で依頼した。 ・相手先では、油水分離後、燃料として再利用している。(18kg×5本×12ヶ月)	記入例:C ・年間に廃タイヤが400kg発生した。 ・これは、納入業者である○△町の■■■タイヤ販売に渡した。 ・■■■タイヤ販売では再生タイヤとして利用している。	記入例:D ・木くずが年間10t発生した。 ・自社の焼却炉で全て焼却した。 ・焼却灰は、500kg程度で××市に処分場を保有する株式会社××で直接で埋立処分した。	記入例:E ・排水処理汚泥が発生した。 ・自社の施設で脱水乾燥を行い、脱水後の残さが10t(含水率85%)であった。 ・脱水前の量は、計算していないので正確ではないが、脱水前の含水率が97%であるため計算すると、50t程度となる。 ・処理後の汚泥は、○×県△市にある□×線のセメント製造工場で処理をした。委託先では、セメント原料として再生利用している。 ・計算式 10t × (100-85) ÷ (100-97) = 50t	記入例:F ・感染性廃棄物が年間1200リットル発生した。 ・院内では処理せず××市に処理施設を保有する△産業に委託し、焼却処理してもらった。 ・焼却後の燃え殻は埋立処分しているとのことである。
--	--	--	---	---	---

廃棄物分類表(その1)

※爆発性、毒性、感染性、腐食性などの有害な性状を有している廃棄物は、本用紙右下の特別管理産業廃棄物の分類表をご参照ください。

1. 産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く)

廃棄物の種類			分類番号	
大分類	中分類	小分類		
燃え殻	焼却灰		0100	
			0110	
		石炭灰	0111	
		廃棄物の焼却灰	0112	
		廃活性炭・廃カーボン	0120	
汚泥(泥状のもの)			0200	
	有機性汚泥		0210	
		下水汚泥	0211	
	無機性汚泥		0220	
		建設汚泥(残土を除く) 上水汚泥	0221 0222	
廃油	一般廃油		0300	
		鉱物油	0310	
		0311		
	動植物性油脂	0312		
	廃溶剤	0320		
	固形油	0330		
	油でい	0340		
		0400		
廃酸			0400	
	写真定着廃液		0401	
廃アルカリ			0500	
	写真現像廃液		0501	
廃プラスチック			0600	
		廃タイヤ	0601	
		自動車用プラスチックバンパー	0602	
		廃農業用ビニール	0603	
		プラスチック製廃容器包装	0604	
		発泡スチロール	0605	
		発泡ウレタン	0606	
		発泡ポリスチレン	0607	
		塩化ビニル製建設資材	0608	
		石綿含有産業廃棄物(非飛散性)	2430	
	紙くず			0700
			ダンボール	0711
	石綿含有産業廃棄物(非飛散性)		2450	
木くず			0800	
		伐採材・伐根材	0811	
	石綿含有産業廃棄物(非飛散性)		2460	
繊維くず(天然繊維くず)			0900	
		建設工事の繊維くず	0910	
	石綿含有産業廃棄物(非飛散性)		2470	
動・植物性残渣			1000	
動物系固形不要物			4000	
コムくず(天然コムくず)			1100	
金属くず			1200	
	鉄くず		1210	
		非鉄金属くず	1220	
		鉛製の管又は板	1221	
		電線くず	1222	
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず			1300	
		ガラスくず	1310	
		カレット	1311	
		廃ブラウン管(側面部)	1312	
		ガラス製廃容器包装	1313	
		ロックウール	1314	
		石綿(非飛散性)	1315	
		グラスウール	1316	
		岩綿吸音板	1317	

廃棄物分類表(その2)

廃棄物の種類			分類番号	
大分類	中分類	小分類		
	陶磁器くず		1320	
		コンクリートくず	1321	
		石膏ボード	1322	
		ALC(軽量気泡コンクリート)	1323	
		石綿含有産業廃棄物(非飛散性)	2420	
鉱さい			1401	
		スラグ	1403	
がれき類(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物)			1500	
		コンクリート破片	1501	
		アスファルト・コンクリート破片	1502	
		石綿含有産業廃棄物(非飛散性)	2440	
			1600	
動物のふん尿(畜産農業から排出されるもの)			1600	
動物の死体(畜産農業から排出されるもの)			1700	
ばいじん(工場の排ガスを処理して得られるばいじん)			1800	
処分するために処理したもの(13号廃棄物)			1900	
建設混合廃棄物			2000	
		安定型混合廃棄物	2100	
		管理型混合廃棄物	2200	
		石綿含有産業廃棄物(非飛散性)	2410	
シュレッダーダスト			2300	
廃自動車	廃二輪車		3000	
			3010	
		バイク 自転車	3011 3012	
廃電気機械器具			3100	
		廃パチンコ機及びパチスロ機	3101	
		プリント配線板	3102	
		テレビジョン受信機	3103	
		エアーコンディショナー	3104	
		冷蔵庫	3105	
		洗濯機	3106	
		電子レンジ	3107	
		パーソナルコンピューター	3108	
		電話機	3109	
		自動販売機	3110	
		蛍光灯	3111	
		冷凍庫	3112	
	廃電池類			3500
			鉛蓄電池 乾電池	3510 3520
複合材			3600	

2. 特別管理産業廃棄物

燃えやすい廃油		7000	
	燃えやすい廃油(基準値を超える有害物質を含むもの)	7010	
pH2.0以下の廃酸		7100	
	pH2.0以下の廃酸(基準値を超える有害物質を含むもの)	7110	
pH12.5以上の廃アルカリ		7200	
	pH12.5以上の廃アルカリ(基準値を超える有害物質を含むもの)	7210	
感染性廃棄物		7300	
特定有害産業廃棄物		7400	
		廃石綿等(飛散性)	7421
		指定下水汚泥	7422
		鉱さい(基準値を超える有害物質を含むもの)	7423
		燃え殻(基準値を超える有害物質を含むもの)	7424
		廃油(基準値を超える有害物質を含むもの)	7425
		汚泥(基準値を超える有害物質を含むもの)	7426
		廃酸(基準値を超える有害物質を含むもの)	7427
		廃アルカリ(基準値を超える有害物質を含むもの)	7428
		ばいじん(基準値を超える有害物質を含むもの)	7429
		処分するために処理したもの(基準値を超える有害物質を含むもの)	7430

5. 調査の電子データ化について

近年、産業廃棄物排出・処理実態調査の実施にあたって、電子データによる調査の実施や電子メールを活用する場合が見受けられる。作業の迅速化や効率化の観点から、今後これらの取組みが普及することが期待される。

(1) 電子データ化により期待される効果

(都道府県ホームページの利用)

都道府県のホームページに調査のお知らせを掲載することにより、回答者の不安を解消し、回答率の向上を図ることが期待される。

(調査票の電子データ化)

調査票の電子データ化により、次のことが期待される。

- ・ 経済活動量指標など、集計上必須となる項目の未記入の防止（未入力時のエラー表示）
- ・ 各種コード等の誤記入の防止（非該当コードのエラー表示）
- ・ 数量の不整合（排出量<処理量 などのエラー表示）
- ・ データ入力作業の手間の削減
- ・ データ入力作業に伴う誤入力の防止
- ・ 集計の迅速化

(電子メールによる回収)

- ・ 電子調査票の電子メールによる回収により、集計の迅速化、人員の削減、紙資源の削減等によるコストの削減、運送に係る CO₂ の削減等が期待される。

(2) 調査の電子データ化にあたっての留意点

調査の電子データ化にあたっては、電子メール回収時のパスワードの設定等によるセキュリティ対策が重要である。

6. 実態調査の迅速化のために（作業スケジュール例）

6-1 迅速化の必要性

産業廃棄物の実態調査は、各都道府県による廃棄物処理計画策定等のための基礎資料となるだけでなく、産業廃棄物に係る施策の進行管理や施策の見直しなど、我が国の廃棄物行政の推進のための重要な資料となる。

また、同調査結果は、廃棄物による温室効果ガス排出量の算定の、重要な基礎資料とされており、資料作成の迅速化がこれまで以上に求められている。

なお、我が国の温室効果ガス排出量の国際連合への報告時期については実態調査の実績年度末（3月末）の約1年後の4月15日までに行うこととされており、温室効果ガス排出量算定に必要な項目（以下、「必要項目」という。）の環境省への報告は、同年の1月中旬までに行う必要がある。

さらに、近年の経済情勢の急激な変化等に伴う実態把握の観点から、他の項目についても同時期の算出が期待されるものである。

6-2 作業スケジュール（例）

排出事業者へのアンケート調査等による方法において環境省への報告を1月中旬とした場合の実態調査の作業スケジュール例を次頁の表に示す。また、スケジュール管理の留意点を以下にまとめる。

なお、産業廃棄物の行政報告等を用いる方法では、6月末の行政報告の提出を受けての作業となるが、とりまとめの時期については次頁の表の環境省への報告の時期等を踏まえて作業スケジュールを設定することが望まれる。

（1）調査準備（自治体作業）

調査を業者に委託する場合、業者との契約までには一ヶ月以上時間がかかる。

また、調査対象事業所を選定するための元データとなる民営事業所の名簿データについては、総務省の経済センサス（旧事業所・企業統計調査）が基本となるが、総務省の事前審査や許可手続きに一ヶ月程度時間がかかる。

（2）アンケート調査（受託業者作業）

アンケート調査については、回答に強制力は無く、社会情勢等が大きく影響し、回収率が上がらない場合がある。したがって、回収率が低い場合を想定した対処方法を事前に検討しておく必要がある。督促の手法としては、督促はがきの発送、調査票の再発送、電話による督促などがある。

また、本調査は調査票の郵送によるアンケート調査であり、調査票の回収も郵送により実施するが、インターネットを使った電子データによる調査を併用することで、経費の節約、調査票のスムーズな回収、データ入力作業の削減等が期待される。

7. 温室効果ガス排出量算定に係る実態調査の活用方法について

産業廃棄物の処理、処分にあたっては、焼却、埋立に伴い、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）といった温室効果ガスが排出される^注。

我が国において、産業廃棄物の処理等に伴い発生する温室効果ガスの算定にあたっては、環境省の産業廃棄物排出・処理実態調査を基に、同じく環境省で作成する廃棄物等循環利用量実態調査から焼却量、埋立量を把握し、温室効果ガスの算定を行っている。

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画の策定等、今後、各行政区域内からの温室効果ガス排出量を算定する機会も増加すると考えられる。この時、産業廃棄物排出・処理実態調査を活用して算定されることが考えられることから、温室効果ガス排出量の算定に必要な産業廃棄物の焼却量、埋立量の算定方法について以下に示す。

なお、地球温暖化に係る課題は、今後、その重要性が増すと考えられるため、温室効果ガス排出量の算定にあたって必要な項目について、より正確な実態の把握が期待される。

注) 産業廃棄物の処理等にあたっては、電気や重油等の化石エネルギーの使用による二酸化炭素（エネルギー起源 CO₂）が排出されるが、ここでは、焼却等により廃棄物から発生するいわゆる非エネルギー起源 CO₂を対象にしている。

(1) 温室効果ガスの排出量の算定に必要な項目について

産業廃棄物の焼却、埋立に伴う温室効果ガス排出量の算定にあたって必要な項目は、以下のとおりである（このほかにも、地域の実情に応じて項目を追加できる）。

① 焼却量

温室効果ガス排出量の算定対象となる産業廃棄物は、CO₂については廃油、廃プラスチック類が、CH₄及びN₂Oについては下の品目が該当する（なお、非化石燃料由来の廃棄物の焼却に伴うCO₂の排出量は廃棄物部門の排出としては勘定しない）。

汚泥（下水汚泥、その他有機汚泥^注）、廃油、廃プラスチック類、ゴムくず、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ・動物系固形不要物（動植物性残さ^注）、動物の死体（家畜の死体^注）

注) 括弧内は、廃棄物等循環利用量実態調査の分類名を示す。

② 埋立量

温室効果ガス排出量の算定対象となる産業廃棄物は、CH₄について生物分解可能な有機性廃棄物である以下の品目が該当する。

下水汚泥、汚泥（その他有機汚泥^注）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ・動物系固形不要物（動植物性残さ^注）、動物のふん尿（家畜のふん尿^注）、動物の死体（家畜の死体^注）

注) 括弧内は、廃棄物等循環利用量実態調査の分類名を示す。

(2) 実態調査結果を活用した焼却量、埋立量の算定について

産業廃棄物の焼却量、埋立量について、実態調査結果から算定する場合は、以下のとおりである。

① 焼却量

焼却量について、各廃棄物毎に実績値を把握できる場合は、その数値を用いることとし、処理状況フロー図の減量化量から算出する場合は、減量化量を以下の残さ率で割り戻して焼却量を求めることができる。

産業廃棄物の種類別焼却処理残さ率

有機性汚泥	廃油	廃プラスチック	紙くず	木くず	繊維くず	動植物性残さ
20%	3%	10%	5%	9%	6%	6%

② 埋立量

埋立量について、各廃棄物毎に実績値を把握できる場合は、その数値を用いることとし、それ以外の場合は、処理状況フロー図の直接最終処分量を用いることができる。

(3) 化石燃料由来と非化石燃料由来が混在する廃棄物について

化石燃料由来と非化石燃料由来が混在する廃棄物として、汚泥、廃油、廃プラスチック類が考えられる。非化石燃料由来の廃棄物については、その焼却に伴うCO₂排出量を廃棄物部門の排出としては勘定しないため、温室効果ガス排出量の算定にあたっては、可能な限りこれらの廃棄物を細分化して把握することが望まれる。

なお、汚泥、廃油、廃プラスチックの細分化にあたっては、次頁の表に示す項目が考えられる。

汚泥、廃油、廃プラスチックの細分化

種 類	細 分 化
汚 泥	有機性汚泥
	無機性汚泥
廃 油	動植物性廃油
	鉱物油
	廃溶剤
	その他の廃油
廃プラスチック類	バイオマス廃プラスチック ^注
	その他の廃プラスチック類

注) 廃プラスチック類については、現在バイオマス廃プラスチックを区分する事は困難であるが、将来的に知見が得られる場合には区分する事が望ましい。

(参考) 温室効果ガス排出量の算定について

焼却及び埋立に伴う温室効果ガスの排出量の算定方法については、「日本国温室効果ガスインベントリ報告書(NIR)」(<http://www-gio.nies.go.jp/aboutghg/nir/nir-j.html>) より第8章廃棄物分野に示されている算出方法を参照。